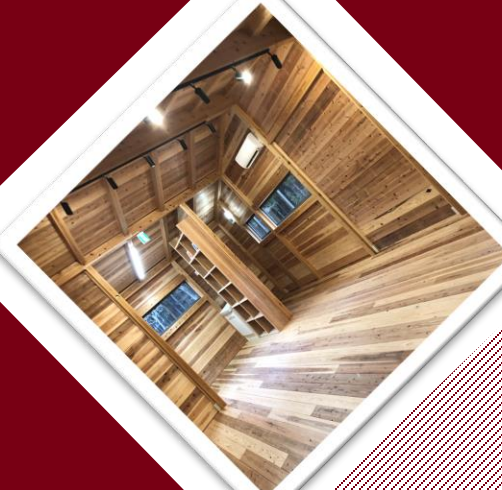
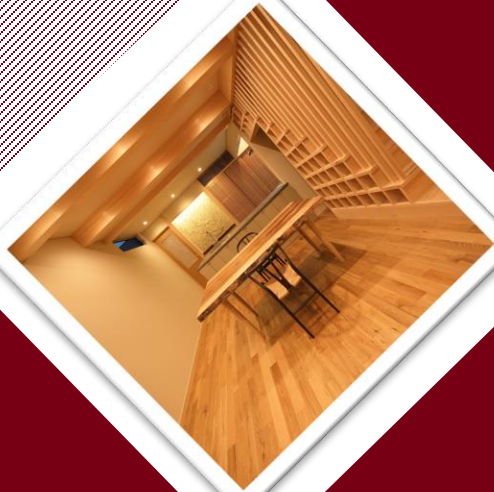


ひろがる京の木整備事業



撮影 岡田大次郎

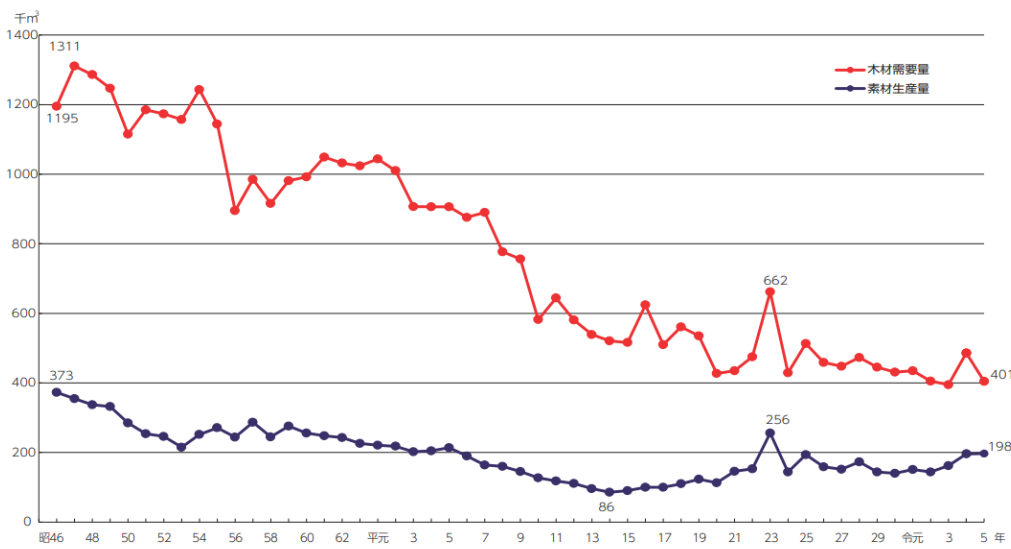
京都府農林水産部林業振興課

はじめに

<木材需要量の推移等について>

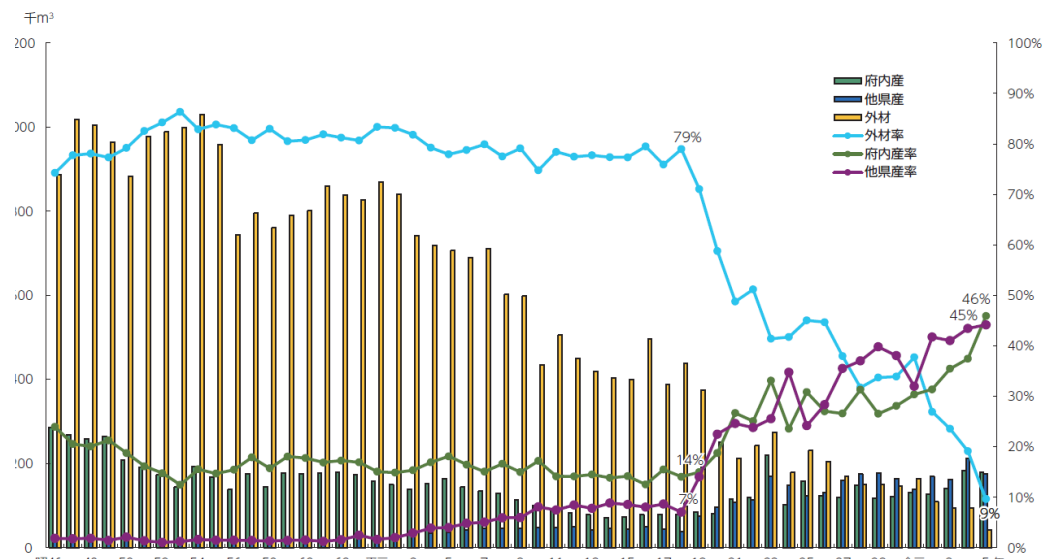
- ・ **素材生産量は、昭和40年代後半から年々減少。その後、平成14年以降持ち直し、令和5年の素材生産量は、19万8千m³となっている。**
- ・ **木材需要量は、長期的に減少し、令和5年で40万1千m³となっている。そのうち、府内産木材の供給率は、増加傾向。（現在49%）**

■京都府素材生産量及び木材需要量の推移（昭和46年～令和5年）



資料：林業振興課森林政策・流通係
注：令和4年値から燃料用木材を含む

■木材需要量の推移（府内産・他県産・外材別）（昭和46年～令和5年）



資料：林業振興課森林政策・流通係

森林を適正に管理し、林業の発展と豊かな森を実現する

数値目標

素材生産量

基準 (R3) 16.2万 m³

→

実績 (R5) 19.8万 m³

→

ビジョン目標 (R8) 28.0万 m³

府内産木材の利用量

基準 (R3) 14.0万 m³

→

実績 (R5) 18.5万 m³

→

ビジョン目標 (R8) 25.7万 m³

構築した川上から川下までの仕組みを生かして、木材生産・流通を最適化

川上：森林整備の促進と防災対策の強化

森林整備の促進

(主に、森林環境譲与税の活用)

○事業地の確保(集約化の推進)

- ▶事業地の集約化
- ・森林経営管理制度の推進に向けた、市町村へのサポート

新 森林組合と林業事業体等からなる協議会が、地域で集約化を進める取組を支援

- ▶森林情報の精度向上
- ・航空レーザ解析・森林クラウド導入

○森林施業の推進

- ▶皆伐の促進
- ・再造林を伴う主伐への支援
- ・主伐・再造林一貫施業の推進
- ▶再造林の促進
- ・森林整備事業による支援
- ・再造林・鳥獣害防止対策への支援、防護柵修繕への支援
- ・少花粉苗木やコンテナ苗の生産体制を整備

- ▶間伐の実施
- ・森林整備事業による支援

拡 長期施業受委託に取り組む事業体への搬出支援

○生産性の向上

- ▶作業システムの改善
- 増** 高性能林業機械の導入及びレンタル、修繕経費への支援



主伐の実施



少花粉苗木の植栽



少花粉スギ採種圃



高性能林業機械(ハーベスタ)による施業

花粉発生源対策の推進

防災対策の強化

(主に、豊かな森を育てる府民税の活用)

○治山施設等の整備、流木対策の推進

- ▶山地災害危険地区を対象に、人家に近く緊急度の高い箇所から優先して対策を実施
- ・治山ダム等の整備

増 風倒木や倒木のおそれのある危険木の除去

増 被災した森林の復旧

- ▶航空レーザ解析で得られた情報を活用した山地災害危険地区の見直し



木製治山ダム

川上～川下

○サプライチェーンマネジメント (SCM) の構築

- ・川下の需要を核とした府内産木材の需給体制の構築

担い手の確保・育成

○林業大学校の魅力向上

- ▶効率的な施業を実施できる人材の育成
- ・高性能林業機械・ドローン操作・高所作業研修
- 新** 京都の林業を牽引する「京都式森林プランナーの育成に向けた新たなカリキュラム等の検討
- ▶定住、定着を見据えた人材育成
- ・林業体験型研修の実施

○林業事業体の強化

- 新** 他の目標とされる魅力的な事業体の育成に向けた支援
- ・森林組合による長期施業受委託の推進
- ・新規就労者確保、経営改善への支援
- 新** 森林経営計画作成に対する支援



高性能林業機械を用いた研修(林業大学校)



若手現場技能者研修

川中：木材加工体制の強化

○製材品供給体制の整備

- ▶需要に応じた製材品供給能力の強化・高品質化
- ・木材コーディネーターによる、中大規模建築物への製材品供給体制の強化

拡 府内の製材や合板などの木材加工施設への木材供給を支援

(主伐支援、間伐材搬出支援)

- ・原木安定供給に向けた協定取引の促進
- ▶外材・他県産材から府内産材への転換
- ・横架材を府内産スギ材に転換



集成材加工施設



木材乾燥施設

川下：木材利用の拡大

○マーケティングの強化

- ・木材コーディネーターによる木材調達の調整や需要開拓

○建築物での木材利用の促進

- 増** 住宅、商業施設等の非住宅建築物の木造化・木質化及び木製品導入支援
- ・公共施設の木造化・木質化の推進
- ・シンボリックな木造公共施設の整備
- 新** 公共施設を対象とした木造建築相談窓口の設置

拡 中大規模木造建築物に係る設計士・建築士向け技術講習会の開催

○木材利用に関する理解の醸成

- ・府民の府内産木材利用の気運を醸成する府民会議の開催
- ・CLT、大断面集成材等の普及促進
- ・木製品のブランディング支援



住宅の木質化



非住宅建築物の木質化



府民会議の開催

ひろがる京の木整備事業 事業内容

- ・ 建物型（住宅・非住宅）

- ・ 木製品導入支援型

事業内容①

[内容]

住宅タイプ：住宅などの新築、増改築、修繕、内装工事において、
京都府産木材を利用した建築物の木造化や木質化を支援

非住宅タイプ：商業施設や福祉施設などの住宅以外の民間施設において、
京都府産木材を利用した木造化・木質化を支援

	住宅タイプ	非住宅タイプ
補助対象者	緑の工務店 特定事業者※	施主 (補助対象施設を整備する方)
補助対象建築物	住宅（府内・府外）	民間の住宅以外の建築物 (府内・府外)
補助対象経費	<u>京都府産木材の使用材積</u>	京都府産木材の購入費

※特定事業者について

建設業法第3条第1項の規定による建設業許可を受けていない場合は、緑の工務店への登録ができないため、特定事業者の要件（実施要領第2（7））を満たしている必要があります。

事業内容②

[補助率等]

補助対象木材等※	木材・製品購入費の補助率		
	住宅タイプ		非住宅タイプ
京都の木証明書が発行された木材	新築	<u>15,000円/m³</u>	20%以内 (<u>上限額：30万円/m³</u>)
	増改築等	<u>20,000円/m³</u>	
ウッドマイレージCO ₂ 京都の木認証書 が発行された木材	新築	<u>19,000円/m³</u>	30%以内 (<u>上限額：45万円/m³</u>)
	増改築等	<u>25,000円/m³</u>	
北山丸太製品・京銘竹製品	50%以内 (<u>上限額：4万円</u>)		1 申請当たりの補助額の上限 1, 0 0 0 万円

※ 補助の対象となる木材には、製材品のほか合板、集成材等の製品も含まれます

事業内容③

[補助率の加算等]

加算の内容	加算される補助額(率)	加算対象となる事業タイプ
① 始めて補助金の交付を受ける事業者の場合	<u>7,000/m³</u>	住宅タイプ [°]
② 横架材（梁・桁・母屋・棟木・隅木）に府内産木材を使用した場合	<u>21,000/m³</u>	住宅タイプ [°]
③ （CLT（直交集成板）、耐火集成材、大断面集成材）を用いた府内産木材を使用した場合	20%	非住宅タイプ [°]
④ 木材を生産、加工、利用する事業者が連携したグループ（SCグループ [°] ）により調達された木材が使用された物件	<u>7,000/m³</u> (非住宅は5%)	住宅タイプ [°] ・非住宅タイプ [°] (上記の加算と併用化)

事業内容④

[補助率の考え方（例）]

▶住宅タイプ

ウッドマイレージCO2京都の木認証材がSCグループにより調達され、木材の中に横架材がある場合

横 架 材：従来の補助単価19,000/m³ + 加算分28,000/m³ (21,000+7,000)
→ 合計補助単価47,000/m³ + 新規事業者加算分7,000/m³

横架材以外：従来の補助単価19,000/m³ + SC加算分7,000/m³
→ 合計補助単価26,000/m³ + 新規事業者加算分7,000/m³

補助単価最大
47,000/m³

新規の場合に限り54,000/m³

▶非住宅タイプ

ウッドマイレージCO2京都の木認証材がSCグループにより調達され、木材の中に新技術を用いた木材がある場合

大断面集成材：従来の補助率30% + 加算分25% (5+20) → 合計補助率55%
上 記 以 外：従来の補助率30% + SC加算分5% → 合計補助率35%

最大
55%

 **それぞれの加算は併用可能です** 

※北山丸太製品・京銘竹製品については加算は適用されません

事業の流れ

【受付期間】（建物型共通）

事業申込書

令和7年12月26日（金）まで

令和8年2月1日から3月31日まで

交付申請書

令和8年2月26日まで

【交付申請について】（建物型共通）

申込書の受付後2ヶ月以降から申請可能

住宅タイプ

- ・補助対象建築物の工事完了後1年以内

非住宅タイプ

- ・補助対象建築物の工事完了後1年以内
 - ・申込年度かその翌年度内
- 以上のどちらの条件にも合う期間内

申込実績
（R5→R6）

住宅 202件→173件
非住宅 18件→19件

事業申込書提出



申込内容に変更があれば、変更申込書を提出



交付申請書（実績報告書）提出

※交付申請までに、工事が完了し、
補助対象経費の支払を終えている必要があります



完成検査（書類・現地）



交付決定・補助金交付

他制度との連携について

【京都府 ZEH補助金】

令和7年度 京都府住宅脱炭素化促進事業補助金

京都府ZEH補助金

対象は
新築と建売

令和7年4月1日(火)から受付開始!

省エネ住宅で
健康で快適な生活を始めませんか

環境にやさしい
住宅の購入を
補助します!

さらに!

●ZEH
ニアリー・ゼッチ
●Nearly ZEH※
※新築性能はZEH基準を上回る基準達成が必要
ゼッチ・オリエンテッド
●ZEH Oriented

補助金額
15万円

●京都再エネコンシェルジュが
設計又は施工を行う住宅
※設計又は施工には条件があります。

京都府「ひろがる京の木整備
事業(住宅タイプ)」の補助金の
交付を受ける住宅

プラス
+25万円 補助金額

令和8年2月20日(金)まで受付中!

但し、申請総額が予算上限に達した段階で受付を終了します

概要・手続き等は裏面をご覧ください webはこちら

京都府ZEH補助金は、「新築」と「建売」住宅が対象です。

- 既に工事請負契約や売買契約を結ばれていても、これから引渡しする住宅なら **OK**
但し、令和7年2月21日以降に締結していること
- 既に着工していても、これから引渡しする住宅なら **OK**
上記の場合は、申請書類一式と一緒に事前着工届を提出してください
- BELS評価書が無くても **OK**
AとBを提出してください

A

BELS評価書以外のZEH性能証明書(下記のいずれか)

- 設計住宅性能評価書
- 長期優良住宅建築等計画認定通知書
- 低炭素建築物新築等計画認定通知書
- 性能向上計画認定通知書

B

Aの申請で使用した
エネルギー消費性能プログラム住宅版で
[詳細入力画面]を使用した計算結果
及び
「ZEH」に関する表示についての
判定結果

+

補助対象者 — 府内に自ら居住するために住宅の新築又は購入をした個人

補助対象 — 次のいずれかの住宅を新築又は購入すること

- ①ZEH
- ②Nearly ZEH※ ※新築性能はZEH基準を上回る基準達成が必要
- ③ZEH Oriented

補助額 — 上限 15万円
次のいずれかに該当する場合は、25万円を上乗せ

- ①京都再エネコンシェルジュが設計又は施工を行う住宅
- ②京都府内産木材、北山丸太製品又は京鋭竹製品を使用し、
京都府「ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)」の補助金交付を受ける住宅

補助対象期間 — 令和7年2月21日以降に工事請負契約又は売買契約を締結し、
令和8年2月20日までに完了するもの

申請受付期間 — 令和7年4月1日(火)～令和8年2月20日(金)
※予算上限に達した時点で、新規の申請受付を終了します。

申請受付時間 — 午前9時～正午、午後1時～午後5時(土日祝を除く)

申請書提出先

京都府住宅脱炭素化促進事業補助金 申請窓口

京都府地球温暖化防止活動推進センター
(NPO法人 京都地球温暖化防止府民会)

〒604-8417 京都府京都市中京区西ノ京内畑町 41-3

TEL: 075-803-1129 [9時～12時、13時～17時
土日祝日を除く]

MAIL: 2025zeh@kcfa.or.jp
WEB: <https://www.kcfa.or.jp/project/2025zeh>
募集要領、申請書等はホームページよりダウンロードしてください

※本事業は、京都府の住宅脱炭素化促進事業により実施しています

住宅購入者の補助金申請手続と「ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)」の申込時期等の調整が必要
くわしくは京都府地球温暖化防止活動推進センターへ

他制度との連携について

【住宅金融支援機構 フラット35】

R6.7.1から京都府と連携開始

【フラット35】地域連携型



【フラット35】地域連携型とは、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

ご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、地方公共団体から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

- * 「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受けるための条件については、各地方公共団体へご確認ください。
- * このほか、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト (www.flat35.com) でご確認ください。

金利引下げについて

金利引下げメニュー	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】地域連携型 (子育て支援・空き家対策)	当初5年間	年▲0.50%
【フラット35】地域連携型 (地域活性化)	当初5年間	年▲0.25%

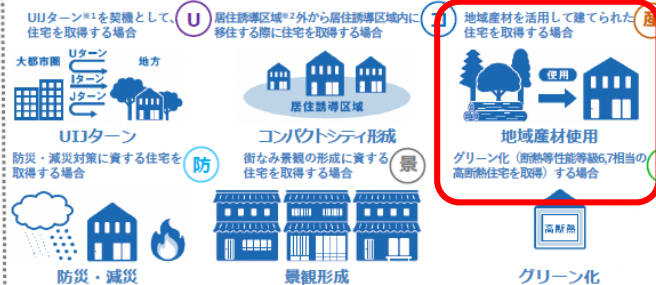
- * 【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト (www.flat35.com) でお知らせします。
- * 【フラット35】地域連携型は、【フラット35】借換融資には利用できません。
- * 【フラット35】地域連携型は、【フラット35】S、【フラット35】リノベおよび【フラット35】維持保全型と併用できます。

利用できる地方公共団体の事業の概要 (例)

【フラット35】地域連携型 (子育て支援・空き家対策)



【フラット35】地域連携型 (地域活性化)

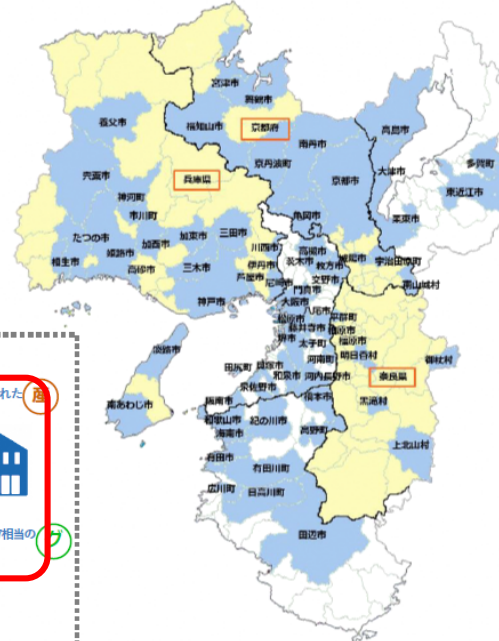


【フラット35】地域連携型のホームページはコチラ▶
(www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html)



▼近畿2府4県で機構と連携する地方公共団体

* 〇で示している兵庫県、奈良県、京都府は、全域で府県の財政的支援が【フラット35】地域連携型の対象となります。対象となる補助事業は、裏面でご確認ください。



対象となる各補助事業は裏面でご確認ください！▶

住宅購入者の借入申込手続きにあわせ「ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）」の申込時期等の調整が必要
住宅購入者は京都府から交付された、住宅タイプの証明書を金融機関へ提出
くわしくは京都府林業振興課へ

ひろがる京の木整備事業 事業内容

- ・建物型（住宅・非住宅）
- ・木製品導入支援型

事業内容①

多くの府民等が集う民間施設（商業施設や福祉施設等）での府内産木材を使用した木製品の導入を支援

【事業対象施設】：多くの府民等が集う京都府内の商業施設や福祉施設等

【事業実施主体】：府内に対象施設を有する法人、法人格を有しない団体、個人事業主

【補助対象経費】：対象木製品の購入及び設置に係る費用

【補助金額】：補助対象経費の1/2以内（上限：100万円（300万円※） 下限：2.5万円）

※常態として、不特定多数の府民等が利用する施設



事業内容②

【木製品の条件】：多数の府民等が直接使用することが想定されるものであって、製品全体の過半を府内産木材が占めていること

【申込受付期間】：一次：令和7年4月21日（月）～5月30日（金）
二次：令和7年9月1日（月）～9月22日（月）

【採択基準】：次表の①から④までの各項目について採点し、合計が7点以上であること

1. 常態として不特定多数の府民等が利用する施設

項目 配点	① 木製品導入歴の有無 (対象木製品導入の区分)	② 美観の維持 (配置予定箇所の区分)	③ 府民の利用の多さ (配置予定箇所の 1日当たりの利用予定 者数)	④ 府内産木材利用PR※3 (PRの取組のバリエー ションの数)
3		室内	300人以上	A
2	初めて本事業で支援を受ける施設への木製品導入	屋外だが、屋根の下など風雨に晒されにくい箇所	50人以上 300人未満	B
1	過去に本事業等(※1)で支援を受けた施設への木製品導入	屋外(※2)	50人未満	C

2. 1以外の施設

項目 配点	① 木製品導入歴の有無 (対象木製品導入の区分)	② 美観の維持 (配置予定箇所の区分)	③ 府民の利用の多さ※4 (配置予定箇所の年間の 利用予定者数)	④ 府内産木材利用PR※3 (PRの取組のバリエー ションの数)
3		室内	3千人以上	A
2	初めて本事業で支援を受ける施設への木製品導入	屋外だが、屋根の下など風雨に晒されにくい箇所	1千人以上 3千人未満	B
1	過去に本事業等(※1)で支援を受けた施設への木製品導入	屋外(※2)	100人以上 1千人未満	C

ホームページ

【ひろがる京の木整備事業】

<https://www.pref.kyoto.jp/rinmu/hirogarukyonokiseibijigyo.html>

ひろがる京の木整備事業



建物型



住宅タイプ



非住宅タイプ



木製品型



導入支援タイプ



開発支援タイプ



これまでの取組について

住宅タイプ

令和3年度活用事例写真 (PDF: 365KB)

非住宅タイプ

令和3年度活用事例写真 (PDF: 830KB)

導入支援タイプ

令和3年度活用事例写真 (PDF: 362KB)

開発支援タイプ

令和3年度活用事例写真 (PDF: 359KB)

【京都の木を使おう！！】

<https://www.pref.kyoto.jp/rinmu/kyoutonokiwotsukaou.html>

京都の木を使おう！！

きょうとの
木
を使おう！！

育った木を上手に使い、また木を植えることで
きょうとの豊かな森林が守られます
きょうとの大切な宝物である森林を
次の世代につないでいきましょう

TOPCKS

知ろう

京都の森林資源、林業、京都府の木etc

使おう

京都の木の特徴、各種補助金etc

参加しよう

NEWS、イベント情報、木の建物etc

事業のPRとして完成写真を使わせてください。
写真の提供をよろしくお願い致します。

お問い合わせ及び書類提出先

窓口	窓口の所在地	所管区域（補助対象建築物の所在地）
京都府山城広域振興局 林業振興係 (☎0774-21-3450)	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、 木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府南丹広域振興局 林業振興係 (☎0771-22-1017)	〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都府中丹広域振興局 林業振興係 (☎0773-62-2586)	〒625-0036 舞鶴市字浜2020	福知山市、舞鶴市、綾部市
京都府丹後広域振興局 林業振興係 (☎0772-62-4306)	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
京都府京都林務事務所 林務課 (☎075-451-5724)	〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入 三丁町449	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
京都府農林水産部 林業振興課木材利用促進係 (☎075-414-5011)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町	京都府外 ※ 木製品導入型の窓口は本庁のみになります。

補助を受けようとする建築物の所在地によって窓口が異なりますのでご注意ください